

NPO活動推進自治体ネットワーク規約の改正に向けた意見等

意見者	内 容
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約第 2 条のNPOの定義について再検討することが望ましい。 ・ 規約第 4 条の事業は、参加団体の負担軽減のため、情報の共有化を主眼にネットワークを構築することが望ましい。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約第 4 条の事業として、政策提言を行うのであれば、意思決定の方法や提言主体の表記について検討が必要。 (意思決定機関のないネットワーク組織であるため、本ネットワークの名称を用いて提言を行うことは不適當)
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 条中「NPOとは」の前に、「この規約における」を加える。 ・ 第 3 条中「とき」を「中で」に、「共有、議論することにより、」を「情報を共有し、互いに議論し、その結果を」に改める。 ・ 第 4 条第 2 項中「原則として独立したプロジェクトチームにより企画、運営することとするが、」を削る。 ・ 第 7 条の見出しを「機関」とし、同条中「本ネットワークは」を「本ネットワークに」に改め、「事業を担当する」を削り、「もって組織する」を「を置く」に改める。 ・ 第 8 条第 1 項本文を次のように改める。 幹事会は、次(の各号)に掲げる業務を行う。 ・ 第 8 条第 2 項中「幹事」の前に「幹事会の」を加える。 ・ 第 9 条を次のように改める。 (プロジェクトチーム) 第 9 条 プロジェクトチームは、第 4 条第 1 項各号に掲げる事業(第 4 号の大会開催を除く。)の企画及び運営を行う。 2 プロジェクトチームは、事業ごとに設置するものとし、それぞれ 3 自治体(都道府県及び市区町村)程度で構成する。 ・ 第 10 条第 1 項本文を次のように改める。 事務局は、次(の各号)に掲げる業務を行う。
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のネットワークのメンバーが人事異動で NPO 推進の担当でなくなった場合も、継続して会員として ML などに参加してよいのか。 (佐賀県) 自治体単位で入会されているので、そのメンバーにだれがなるかは自治体の裁量に任せてよいと思う。しかし、現実にはNPO関係部署を離れると、メンバーであり続けることは抵抗を感じられる場合もあるかと思う。 将来的には個人としての入会も認めてよいのではないか。
その他考慮すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 13 条の「ただし、平成 17 年度は、この規約の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。」の削除